平成２１年（フ）第４３９号
群馬県前橋市富士見町時沢575番地２
債務者　奥野　浩子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４１号
群馬県渋川市渋川1250番地８　県営住宅Ｂ棟1408号
債務者　浅田はるみ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４３号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕5140番地２
債務者　櫻井　伸之
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４４号
群馬県前橋市富士見町原之郷895番地１　ジュエルＤ棟201号
債務者　小林　剛介
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４５号
群馬県北群馬郡吉岡町陣場98番地　医療法人群栄会田中病院内、住民票上の住所群馬県高崎市倉賀野町1803番地６　シャルム高崎倉賀野201号
債務者　高嶋　健一
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４６号
群馬県伊勢崎市豊城町2149番地３
債務者　小泉たけ子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４７号
群馬県前橋市広瀬町２丁目20番地　ＳＢ―304号
債務者　黒澤　仁美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４９号
群馬県前橋市古市町１丁目15番地２　505号
債務者　岡　　勝夫
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４５０号
群馬県佐波郡玉村町大字箱石553番地　誠光マンション102
債務者　櫻井　純一
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４５１号
群馬県伊勢崎市境島村3748番地
債務者　塚越　智恵（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４５５号
群馬県前橋市西片貝町２丁目37番地
債務者　岡村　真之
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４５７号
群馬県前橋市小相木町207―４―Ａ、住民票上の住所群馬県前橋市北代田町193番地　林ハイツ206号
債務者　星野　桂一
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４６０号
群馬県前橋市富士見町小暮2155番地７
債務者　町田　豊明
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５３６号
神奈川県平塚市岡崎3230番地の15、前住所神奈川県高座郡寒川町大曲１丁目９番13号
債務者　紺野　藤美
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５３８号
神奈川県平塚市横内4335番地　ハイムカープ105号
債務者　伴　　泰治
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５３９号
神奈川県小田原市蓮正寺871番地の３
債務者　長谷川早苗
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８６号
神奈川県小田原市成田39番地の９　サンハイツ高井102
債務者　加藤　明子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部